



CAPNA 主催 WEB 研修会報告

子どもたちに安心・安全な暮らしを



CAPNA 理事 渡 邊 佐知子

◆はじめに

●三重県内の児童養護施設に入所中の女兒が施設内で男児から性暴力を受けていた事件の裁判を受け、厚生労働省は2018年に全国の児童養護施設など社会的養護関係施設、児童相談所一時保護所、里親家庭等で起きている「子ども間の性的な問題」を中心に初の実態調査を行った。「性的な問題」の定義や把握方法などに課題が残るものの、ようやく実態の把握が始まった。今後は調査結果を分析のうえ予防策やマニュアルを検討する予定となっている。

●2008年の児童福祉法改正により、施設・一時保護所職員や里親等による「被措置児童等虐待」の防止が定められ、職員等が「子ども間」の身体的・性的・心理的な暴力を放置することも「被措置児童等虐待」にあたると明記された。自治体や施設・里親、児童相談所はこれまで以上に暴力等の防止に向けて積極的な取り組みを求められることとなった。

●親からの虐待や保護者の養育困難等の理由で施設や里親家庭等で生活する子どもは全国に約4万人いる。子どもたちの安心・安全が何よりも保障されなければならない施設等においても、職員から子どもへの暴力や子ども間の暴力、子どもから職員への暴力が問題となっている。

●いずれの暴力も死亡者が出るほど深刻である。そこまで至らない暴力や表面化していない暴力は、

関係者の懸命な取り組みにもかかわらず、多くの施設等で起きており、子どもたちの安心・安全を脅かしている。

●逆境の中を生き抜いてようやく保護された子どもたちが、再び暴力に脅かされている実態をどうにかしなければならぬ。田嶋誠一氏(当時九州大学教授)は強い思いから、問題の解決方法や予防策として「安全委員会方式」を考案された。2006年には山口県内の施設に初めて導入された。

●CAPNAでは、子どもたちを暴力の被害者にも加害者にもしないために、施設等におけるあらゆる暴力をなくし、暴力とは何かを考え、適切に対応・予防できる手法の一つである「安全委員会方式」について学ぶこととした。

●2021年6月に「子どもたちに安心・安全な暮らしを2021」と題して安全委員会方式を紹介するパンフレットを作成した。今回、さらに理解を深めていただくために、具体的な内容や期待できる成果等について、研究者・児童相談所職員による講義、導入施設の実践報告を中心に、オンラインによる研修会を開催した。9月8・15日の2日間で、それぞれ5日程度の視聴期間を設け146人が参加された。紙面の都合上、大変残念ですが、その一部についてご紹介します。

【安全委員会方式とは】

- 1 「2レベル・3種の暴力（性暴力）」に組織全体で取り組む。
 〈2レベル〉 ①顕在的暴力 ②潜在的暴力
 〈3種の暴力〉 ①職員から子どもへの暴力、②子ども間暴力、③子どもから職員への暴力は、相互に関連し1種のみを扱うと他が激化するため包括的に扱う。
- 2 安全委員会には児童相談所、学校、民生委員等の外部機関が参加し、委員長は外部委員が務める。
- 3 月に1回、子どもに直接聴き取り調査と委員会を開催し対応を協議し実行する。
- 4 事件が起きたら、緊急安全委員会を開催し対応を協議し実行する。
- 5 4つの対応を基本とする（厳重注意、別室移動、児相への一時保護・退所要請）。
- 6 聴き取り調査と委員会の審議内容を「安全委員会だより」で子どもに知らせる。
- 7 職員は安全委員会と連携して、暴力に代わる行動の学習を援助し、「成長のエネルギー」を引き出す活動をする。

* 2021年3月現在、全国で33施設（愛知県内は5施設）が導入、児童相談所の一時保護所、里親委託等にも活用されている。

◆ CAPNA が安全委員会パンフレットを作ったわけ ……………

CAPNA 理事 萬屋育子

●講師は元愛知県児童相談所長、現在県内の3施設で安全委員会委員長を務める。在職中に長期入所の子どもが「夜間無断外出が続き学校に行かない」「小学生女子に性加害」「注意した職員に暴力」「職員から性被害」を受け、施設からの退所要請で措置変更した事例を経験。

●どの施設もいろいろな手法を駆使し懸命に対応している。大きな問題が起きると外部の関係者も入り一応収まるが、隠れていた問題が表面化する。大きな山が去ってもまた繰り返され、その都度児相から指導され施設職員は疲弊し、児相は施設に不信感を抱く。

●児童福祉司として懸命にケースワークして担当の子にはできる限りのことをしたつもりだったが、どうしても解決法が見いだせなかったのが施設内の暴力・性暴力問題だった。

●2010年にファミリーホーム全国協議会で偶然田嶋先生と出会い、後日資料を送っていただき「安全委員会方式」を知った。大学の（心理学）研究者が現場より深く、本質的に施設の暴力問題を捉え、真

摯に向き合い、解決のために現場と力を合わせて実践していることに衝撃を受けた。施設内の暴力・性暴力を解決する「システム」であり、特に「外部を入れて風通しをよくして」というのは新鮮だった。

●3つの合言葉（①叩くな、けるな、口で言おう、②優しく言おう、③相手が悪くても叩いてはいけな）を、おとなも子どもも守る。子どもは「相談する力」を養い、職員も「思わず叩いてしまう」ことが確実に減って元気になる。

●安全委員会の基本ステップ「厳重注意」は子どもを追い詰めるのではという意見もあるが、委員会に呼ばれるまでに、子どもが担当職員とともに何が言いけなかったのか、今後どうしたらよいかを考え、言葉で言えるようにする。委員会では職員と子どもが並んで座り、子どもが困ると職員が助け舟を出し、子どもへの思いを吐露する。立場の違う委員が温かい言葉で子どもへの思いを伝える効果は大きい。

●おとなが一丸となって真剣に向き合えば子どもは変わる。「まずいことをした」という雰囲気子どもに伝わり、担当職員との関係もよくなる。問題が

起きた時だけの関わりだった児相、学校等とも日常的に連携できて地域の理解も深まる。

・「施設内の暴力、性暴力を放置しては、子どもを虐待状況から保護したことにならない」と田嶋

さんは言う。「児童福祉施設における暴力問題の理解と対応」(田嶋誠一、金剛出版)のご一読をお勧めします。導入をお考えの場合は「全国児童福祉安全委員会連絡協議会」にご相談ください。

◆社会的養護の子どもたちへの心理支援と「安全委員会」……………

●講師は児童心理司として施設入所児への心理的支援に携わるとともに、2013年から2016年まで①県内の施設への「安全委員会方式」導入のサポート、②導入施設以外でも施設と協働して入所児童支援のレベルアップに取り組んできた。

●心理学者マズローの欲求階層によればピラミッド型の下から①生理的欲求、②安全欲求、③所属と愛情欲求、④承認欲求、⑤自己実現欲求の順で、基礎的な欲求が満たされることで次の欲求が育まれる、日々が安全になって、はじめて職員との信頼関係や居場所感が生まれる。

●安全と教えられた逃げ場のない場所で暴力を受ける過酷さを考えた時、被害児童に必要なのは、「継続的」に安全な生活であり、あらゆる支援の土台となる。ある調査によれば、施設における問題行動で一時保護した児童の約5割が措置変更されている。施設・児相にとって最低限の目標の一つは「暴力で子どもを退所させないこと」である。

●施設など本意に集められた、出入りの自由度が低い集団は暴力が起きやすく深刻化するリスクも高い。愛着の問題や発達の違い、知的な遅れがあるから暴力が起きるのではない。小規模化だけでは暴力問題は解決しない。

●安全委員会方式では、「集団の中の個」という視点から、個々の子どもを取り出して理解するだけでなく、職員や暴力を見ている子どもも含め全体に対応する。

●施設の中には、見えないけれど「暴力が存在」し気づかない間に「拡大する」、生活の中に暴力があれば、どんなに優れた支援(心理教育・プログラム)も活かない。スマホに例えるなら安全委員会は「ス

愛知県刈谷児童相談センター 佐々木 大 樹

マホ本体」で、各種支援は「アプリ」、スマホがウイルスに感染すれば、アプリも動かなくなってしまう。

児相から見た導入施設の強み

●導入してなくても力量のある施設はあるが、導入することで施設と児相が同じ視点から話し合える。

●児相として措置児童以外の児童の姿までイメージでき、施設養育の難しさと職員の工夫を肌で感じることができる。

●数年単位で比較すれば、仕組みがあることで施設長の交代やベテラン職員の退職の影響を小さくできるのではないか。

●安全委員会方式という「共通言語」は、児相と施設の間だけでなく、「今の施設」と「未来の施設」を橋渡しする。施設養育を今もこれからもオープンに行うという宣言ともいえる。

「組織としての処遇力」を高める

●「組織としての処遇力」を上げることができる職員こそ、本当の意味で「個の処遇力」が高いといえる。考え方の大きな分岐点といえる。

●「潜在的な暴力」を見つける「環境づくり」として、①死角を洗い出して共有、職員全員が死角を言えるようにする。入浴時の立会い、トイレと就寝時の不定期の見回りを行う。②月1回の聴き取り調査で、目撃・伝聞情報も聴き、出てきたものには必ず対応する。

●「顕在化した暴力」には、新人からベテランまでチームとして対応できるよう、まずマニュアルを整備、繰り返しロールプレイを行い、自然と複数対応

できるよう、身体に落とし込む。

・新人から施設長までルールの優先順位が分かっていることがポイント、最重要のルールがわかって、初めて複数対応できる。

問題発生時の応急的な対応

●問題発生時には、加害児・被害児、同じ棟・全員に聴き取り調査を行い事実確定。その後児相と学校とのやり取りを含めた時系列の記録作成。事実を文書化することが今後の対応の土台となる。

●作成した記録を持って早急に集合。措置児相と管轄児相に連絡、情報集約の窓口も決めておく。

変化する、施設と児相の関係

●安全委員会を通じて、施設と児相の関係は、①お互いへの非難➡「理解と労り」、②疲れる話し合い➡「生産的な対話」、③ちぐはぐな協力➡「本当の協働」、④変化する難しさ➡「チャレンジする面白さ」へと大きく変化する。

●自身の職業人としての心理療法観や仕事観も大きく変化。①心理療法は1対1➡「個と環境の相互作用」、②ひとりでなんとかする➡「仕組みも仲間も作る」、③せめて自分のときだけ➡「自分がいなくなった後も」と考えるようになった。

◆その他の講義・実践報告.....

○人類学者である飯嶋秀治氏（九州大学大学院准教授）は、初の導入施設に長期間泊まり込み、「三つの死角」や「遊びの種類の工夫」など観察と実践を積み重ね、田嶋氏とともに仕組みの構築に深く関わった。

・人類学の立場から暴力・性暴力の本質をとらえ、施設内暴力の対策として①暴力・性暴力は「入りやすく」（他人に）「見えにくい」状況で生じやすい、②児童福祉施設では1対1の閉ざされた状況で起きやすい、③実際に起きた暴力・性暴力を1枚の地図に時間とともに描き、施設の死角が空間的・人間的（職員体制）・時間的にどのように生じてきたかを定期的に確認して死角を「見えやすく」することがポイントと説いた。

○五十嵐哲朗氏（山形県福祉相談センター地域指導専門員・前 山形県福祉相談センター所長）は、児相の一時保護所はその特性から施設以上に暴力の発生リスクが高い集団と捉え、全国で初めて一時保護所に導入。さらに里親委託時に子どもごとに「里親養育支援委員会」を設け、里親と児相・関係機関が一緒になって子どもの育ちを支える仕組みを作った。

○「応援する会」を設けた福岡県のファミリーホーム「吉田ホーム」からは、「違った目でホームを見てくださるなんて大変ありがたい。子どもたちの真実の声を拾い上げていただくことで、自分たちの力量を過信せず、より一層安心安全なホーム作りに心がけたい」と報告。最後に羊ヶ丘養護園の大畑和子施設長から「安全委員会方式は子どもも職員も元気になれる。護り護られる関係が愛着関係を深める。施設長の覚悟と施設が一丸となって、暴力に対して取り組む環境を整える」と導入10年目の決意を述べられた。

最後に、筆者が所長を務めていた児童相談所では2年前から一時保護所において「安全委員会方式」を参考にした取り組みを始めている。聴き取り調査を月2回行うなど業務の負担はあるが、問題が起きたとしても職員が皆で一緒に考える土台ができたこと、また子どもたち全員の前で調査結果を伝えたり、子どもからの意見に答える取り組みを続けることによって、安全・安心を守るという軸がぶれずに行われることを実感している。



『発達障害—子どもたちの輝く未来へ』

ディスレクシア協会名古屋代表・CAPNA 理事 吉田 優 英

(1) 発達障害とは

2004年に制定された「発達障害者支援法」における、発達障害とは「自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠如多動性障害その他これに類する脳機能の障害（チック症、吃音、等）です。それまで、知的障害を伴わない発達障害のある人は、法制度のはざまに取り残されていました。そのため教育現場や就労など、さまざまな場面で大きな困難を抱えつつも支援を受けられないといった状況が長く続いていました。

(2) 「医学モデル」から「社会モデル」へ

上記が2016年に改訂され、基本理念として「社会的障壁の除去」という文言が追加されました。発達障害のある人が社会生活を営む上で直面する不利益は、個人の心身、機能の障害によるものであるというかつての「医学モデル」ではなく、「障害は個人ではなく社会の方にある」と捉える「社会モデル」という考え方にシフトしました。読み書きに困難さがあるのは個人の障害ではなく、学校や社会でICT機器（情報通信技術）を整備して不便がないようにしていない社会の障害であり、改善すべき「社会問題」であるという考えです。

(3) 「切れ目のない支援」の提供

上記の支援法には、早期発見とともに、「切れ目のない支援」を行うことも明記されました。就学前教育、小学校、中学校、高校、大学、職場などのそれぞれが独自に支援を行うだけでなく、情報を共有し継続的な支援を行っていき、進学や就職など、ライフステージが変わるたびにそれまでの支援のノウハウが失われたり、不利益を被ることがないように、

自治体や教育機関が情報共有を行っていくことが定められました。

(4) 特別支援教育

学校教育法の一部改正で2007年より「特別支援教育」が施行されました。特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。知的な遅れのない発達障害も含めて、子どもたちが在籍する全ての学校において特別支援教育は実施されます。

(5) 合理的配慮とは

障害がある人も、障害のない人と同様に社会活動に参加し、自分らしく生きていくための、必要な調整をするという考え方です。一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。例えば、読み書きに困難がある場合は、入学試験において合理的配慮として「別室で時間延長・問題用紙の拡大・タイプライターでの解答、口述試験」等があります。これは、障害があるから特別扱いをして、下駄を履かせると



ということではありません。みんなと同じように学ぶことができ、みんなと同じように夢を持って将来に向かうことができるように、平等に機会を得ることができるようにするということです。従って、合理的配慮をしないことが不平等になります。民間事業者においても、2021年に改正され合理的配慮が法的義務化されます。

(6) 発達性ディスレクシアに関わる支援

「何回も練習しているのに、漢字が正確に書けない」、「何度も読まないで理解できないので、テストでは時間が足りない」、「文章を書く時も時間がかかるためノートが取れない」等の読み書きに困難さがあるのが、発達性ディスレクシア（読み書き障害）です。限局性学習症(学習障害)の80%を占めます。知能には問題がなく、映画監督のスティーン・スピルバーグや俳優のトム・クルーズもそうです。発達性とは、「生まれつき」という意味です。近視のように、徐々に目が悪くなるのは本人が自覚できますが、生まれつきなので本人は自覚できません。周りの子は、流暢に音読をして、スラスラと文字を書いているのに、どんなに頑張っても同じようにやれない、だから自分は「ダメな子」だと思っています。先生や親御さんでさえ「やる気のない子」そして、頭が悪いから仕方がないと放置されていることが多いです。全体の8%いますが、行動には問題がなく、学級運営には困らないからです。また、本人も馬鹿だと思われたくないので隠そうとします。授業中も、当たらないように下を向いたりします。虚ろな表情のこともあります。出会うと、まず、「脳の回

路がみんなと違うだけで馬鹿ではないこと」や「みんなと発想が違うので、キミしかできないことが必ずあること」を伝えます。目を潤ませて聞いていることもあり、本当に辛い毎日だったことが伺われます。できるだけ早く見つけ出して、早く適切な支援に繋がりたい、との思いで、私たちは、「支援員」として学校に入っています。個々の子どもたちの障害特性に合った支援を模索しながら奮闘しています。また、「読み書き検査」を実施しており、困難さの起因を探り支援方法を提案しています。さらに、当方では、今年で12年目になる「特別支援教育支援員養成講座」(14講座を年に2回)を開催しており、広く発達障害全般や心理・教育・子育て・人権の講座を持ち、子どもたちの理解と支援者を増やす活動もしています。

学習に困難さがあるのは、発達性ディスレクシア（読み書き障害）だけではありません。

ADHDは注意集中に困難さがありますので、集中して学習が継続できません。文字も丁寧さに欠けるので、一見、書字障害があるように見えます。自閉症スペクトラムは、拘りがあり、授業のテンポについていけないことがあります。また、文章の行間にある心情を読み取ることが苦手で、読解に支障があることがあります。読み障害と間違えられることもあります。同じ発達障害ですが、学習を困難にしている起因が違います。それを明らかにして対処を考える必要があります。また、学習を困難にしているのは、他の要因も考える必要があります。イジメがあったり、虐待や家族間のDV、貧困からお腹を空かしていたりでは、当然、集中して学習に取り組めないです。「虚ろな目をしているのは、何故か？」子どもの困難さを見つける視点が必要です。養成講座で学び、専門性を付けることは、すべての子どもの問題に目が開かれるということです。みんなで手を取りあえば、一人で考えるよりも何倍もの支援ができます。子どもたちの明るい笑顔があふれる未来に繋がりたいですね。



I . 電話相談 : 子どもの虐待防止ホットライン

事業報告

2021年8月1日～2021年10月31日

①受信件数 135件

1) 相談者性別・年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
男性	1	0	7	52	6	21	6	93
女性	0	8	5	11	13	2	3	42
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

2) 利用回数

初回	継続	不明
37	89	9

3) 相談時間

～9	～19	～29	～39	～49	～59	60分以上
11	28	48	17	10	11	10

4) 被虐待経験の有無

あり	なし	不明
114	5	16

②内容別件数

虐待(含む危惧)	4
18歳以上の虐待	86
育児不安	0
マスコミ・問合せ	1
その他相談	34
無言・ノイズ	0
妊娠・出産	10

虐待の型

身体的	18
心理的	61
ネグレクト	5
性的	4
不明	2

II . メール相談

2021年7月1日～10月31日

7月	131
8月	121
9月	120
10月	113
合計	485



II . シュルター事業

2021年4月1日～11月30日

	受付先	経路	利用者	内容	判断	支援	支援結果
4月	事務局	機関	母44歳、14歳女	DV・性虐待ケース	該当	利用	33日間
5月	事務局	機関	21歳女	性虐待ケース	該当	利用	15日間
5月	事務局	機関	19歳女	虐待ケース	該当	利用せず	
9月	事務局	警察	35歳女(夫婦共働き)	DVケース	該当	利用せず	
10月	事務局	機関	18歳女(高校生)	虐待ケース	該当	利用せず	
11月	事務局	機関	32歳女・2歳児	虐待ケース	該当	利用せず	

子育てエピソード募集

CAPNA ニュースレターでは子育てエピソードを募集します。応募いただいたエピソードから毎月1点を選び、4コマ漫画にしてホームページで紹介いたします。ふるってご応募ください。もちろん、直接4コマ漫画を応募いただいても構いません。

応募先：NPO法人CAPNA事務局

〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-4-404

E-mail: approach@capna.jp

TEL: 052-232-2880



顔の境界からはずれると不安になり、すぐ叫ぶようになりました

ご寄付ありがとうございます

皆様の多大な寄付に感謝を申し上げます

2021年7月1日～2021年11月30日
敬称略・順は日付順になってます

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 山本 秀樹 | 坂本 精志 | 曾根富美子 |
| 野口 典子 | 明田 篤 | 岩淵 るみ |
| 兼田 知英 | 河合 達明 | 下野 浩規 |
| 下和田静香 | 園部 純子 | 竹中 和彦 |
| 松丸 史郎 | 小久保裕美 | 茶谷 公博 |
| 上野 浩孝 | 岩井 洋司 | 小出砂恵子 |
| 萬屋 育子 | 石神 幸郎 | 上坂ゆかり |
| 小川 健二 | 本多 光将 | 山田 亮吾 |
| 和田 淑子 | 渡邊佐知子 | 吉田 優英 |
| 河原 千洋 | 水野 裕二 | 渡辺 美紅 |
| 一柳三知代 | 今西 洋子 | 藤田 真理 |

他匿名希望者

- 株式会社トリニティー パブリックリソース
- 国際ソロプチミスト名古屋
- 名古屋女子大学中学校
- 水谷潤平教育基金
- 特定非営利活動法人長州の絆会
- 一般財団法人 EONagoya
- 名古屋女子大学
- 中部ウォーカーソン



中部ウォーカーソン様より毎年多額のご寄付をいただいています。



ソロプチミスト名古屋様からご寄付いただきました
CAPNA 塚崎理事・ソロプチミスト名古屋会長鈴木直美様・関係団体

編集後記

12月になりました。ニュースレター 105号をお届けします。

コロナ危機では緊急事態宣言が一旦解除されたものの、新たに変異株オミクロン株の脅威が加わり相変わらず緊張は続いています。

さて、105号では新理事の吉田^{やすえ}優英氏と渡邊佐知子氏に執筆していただきました。両氏とも児童虐待防止のそれぞれの領域での専門家です。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する集中的な広報・啓発活動を実施しています。今年の標語は『189(いちはやく)【だれか】じゃなくて【あなた】から』でした。「いつやるか？今でしょ！」は懐かしいフレーズになりましたが、子どもの虐待防止の主体は「誰なの？あなたでしょう！」が新しいフレーズになってほしいものです。

